

「太宰府館観光交流センター整備・運営事業」公募要項等に関する質問書への回答

	仕様書ページ 公募要領ページ等	質問内容	回答
1	公募要項 P10 (2) ①共通事項 ア	「福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。」と記載があります。 弊社が代表企業ですが、その他グループ構成員予定の1人が現在は個人であり、本事業にて採択後に法人を設立する予定です。構成員に含めて問題ないでしょうか。	本公募では、応募者は参加資格審査基準日（参加表明書等の提出期間最終日）に要件を満たす者としておりますので、現状個人である方を構成員に含む場合は、参加資格審査基準日までに、要件を満たす必要がございます。
2	公募要項 P10 (2) ①共通事項 ア	上記の個人が可の場合、現状法人ではないため、提出書類の会社概要、会社概要補足資料、役員名簿が提出できないのですが、問題ないでしょうか。	
3	公募要項P11②個別事項 (ア)設計業務を実施する者c.、(イ)工事業務を実施する者c. P12③市内業者の事業参画の要件等について	(ア)と(イ)のc.「延床面積200㎡以上の公共建築物の建築設計に係る実績を有する者であること。」と、③地元企業を満たすグループを満たす構成する場合、構成が複雑になり、提案内容や収支への影響などから、参加のハードルが厳しく、条件から削除いただけないでしょうか。	公募要項P12③市内業者の事業参画の要件等について、令和8年5月1日に「設計業務、工事業務のいずれかの業務に、市内業者（太宰府市に本店を有する者をいう。以下同じ。）が構成員として参画することが望ましい。」との表記に更新しております。
4	公募要項P11②個別事項 (ア)設計業務を実施する者c. (イ)工事業務を実施する者c	設計および施工の双方において200㎡以上の実績を求める場合、該当企業がゼネコン等に限定されてしまう可能性がございます。 つきましては、cの面積要件の緩和、もしくはいずれか一方の要件を満たす企業によるグループでの参加を認める等、条件の見直しをご検討いただけないでしょうか。	本公募において、整備業務（設計・施工）の対象範囲を200㎡以上に設定しているため、公募要項P11②（ア）c、（イ）cいずれの面積要件も変更予定はございません。
5	公募要項 別紙2：提案様式集	委任状（様式1-6）はグループ構成表（様式1-3）におけるその他グループ構成員が委任者として、代表企業を代理人とするために提出するという認識で問題ないでしょうか。	その認識で問題ございません。グループ構成員が代表企業を代表人と定め、太宰府館観光交流センター整備・運営事業の応募に関する権限（提案書の作成並びに提案書及び関連書類の提出に関する件等）を委任するためのものです。なお、代表企業の外にグループ構成員が複数ある場合は、企業ごとに委任状（様式1-6）を作成してください。
6	提出書類 業務実績調書	業務実績調書の記載内容は参加条件にかかる部分の実績だけで問題ないでしょうか。その他記載すべき実績があればご教示ください。	参加条件に係る部分の実績だけで問題ございません。
7	公募要項 別紙2：提案様式集	添付書類②市税の滞納がないことの証明書について、太宰府市に事業所がなく納税していない場合はどうしたらよいでしょうか。	太宰府市内に事業所を有しない場合は、事業所の所在地の市（町村）税の納税証明書又は滞納がないことの証明書を提出してください。（直近年度のもので、発行より3か月以内）
8			